

令和 8 年度 寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）
委託仕様書

1 件名

寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）委託

2 委託業務の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（つどいの広場）を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 対象者

主として概ね 3 歳未満の児童及びその保護者

4 実施場所

第五中学校区、第八中学校区、第九中学校区、第十中学校区、中木田中学校区の 5 つの中学校区内で各 1 か所ずつ、つどいの広場事業を運営するに当たり、下記の条件に該当する場所において、つどいの広場事業を開設すること。

- (1) 第五中学校区、第九中学校区及び中木田中学区域内において、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所
- (2) 第八中学校区は、府営寝屋川春日住宅にて実施することとする。この場合、下半期分の団地内施設使用料（共益費含む）221,250 円及び駐車場賃借料 48,000 円を寝屋川市が指定する期日までに納入すること。
- (3) 第十中学校区は、寝屋川市立三井小学校内の教室にて実施することとする。
- (4) 概ね 10 組程度の親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを

確保すること。

5 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

6 委託料

3,896,000円

(令和8年10月1日～令和9年3月31日分：令和8年度分)

※1 上記委託料は、令和7年度重層的支援体制整備事業補助金交付要綱に基づき算出しており、令和8年度改正により変更となる場合がある。令和9年度以降については、重層的支援体制整備事業補助金交付要綱の改正等に伴い、委託料の金額が変動する場合がある。

※2 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援として、両親等が共に参加しやすくなるように休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は別途、委託料を加算する。

(参考：令和7年度加算額 221,500円 (半年分))

※3 令和8年10月より、つどいの広場事業運営団体として選定された場合、契約締結後、委託料(人件費(スタッフ報酬・子育て講座等を開催する場合の講師謝礼等)、保険料、施設賃借料、光熱水費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費等を含む。)は10月末日までに適法な支払請求書を事前に寝屋川市に提出し概算請求し、事業者は、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求に係る分の委託料を概算払により、寝屋川市に支払うものとする。

7 実施方法

(1) 開設日等

土曜日か日曜日を含む週5日、かつ1日5時間以上とするものとする。

※ ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 名称

つどいの広場事業の実施場所の名称を「つどいの広場〇〇」として、定めること。

(3) 職員体制

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を開設日時において常時2名以上（非常勤職員でも可）配置すること。

(4) 設備等

授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を備えること。

(5) 事業内容

ア 次の(ア)～(エ)の取組を基本事業として、全て実施すること。

(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子間の交流を深める取組等、地域を支援する活動を行う。

(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対する相談、援助を行う。

(ロ) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育てに関する情報の提供を行う。

(ハ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

イ 介護、障害、こども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全てのつどいの広場において地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を行うこと。

(ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

- (ウ) 地域ボランティアの育成、自治会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組
- (6) 事業実施に関する計画
事業実施計画書を作成し、寝屋川市に提出するものとする。
- (7) 事業実施に関する報告
委託業務が完了した際には、速やかに寝屋川市指定の様式で委託業務完了報告書及び関係書類を作成し、寝屋川市へ提出することとする。

8 改善命令

寝屋川市は事業運営が不適切と認めるとき、その他必要があると認めるときは、その改善を命じることができるものとする。

9 事故の処理

- (1) 災害防止その他緊急を要するときは、臨機の処置をとるとともに、その事故の内容と処置の内容を直ちに寝屋川市に通知するものとする。
- (2) 事業の実施に当たり、事故が発生したときは、直ちに寝屋川市に報告し、協議の上、その処理を決定するものとする。

10 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、近隣地域の地域子育て支援拠点と互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うとともに、寝屋川市子育て支援課、保育所等の児童福祉施設、幼稚園、福祉事務所、療育機関、医療機関、保健所、保健福祉センター、児童委員、児童相談所、子育て支援団体等との連携、必要な調整、協力、支援等に努めること。
- (2) 事業者は利用者の相談・苦情について、真摯に聴き取りを行い、相談・苦情対応等の事務処理体制を整備すること。なお、相談・苦情等の内容に応じて、寝屋川市に適宜、報告を行うこと。
- (3) 出前保育等で寝屋川市が管理する公共施設等を使用する際の手続きは、

寝屋川市が行うこととし、使用に際しての問い合わせについては、寝屋川市を窓口とする。

- (4) こども家庭庁が定める地域子育て支援拠点事業として実施し、関係法令等を遵守すること。
- (5) 事業従事者（ボランティアを含む。）は、本事業を実施する上で知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守し、個人情報管理体制を整備すること。
- (6) 事業者は、労働基準に関する法制度を順守すること。
- (7) 飲食物を取り扱う場合には、食品等の安全衛生対策を十分に講じ、食中毒等の事故が発生した場合は、寝屋川市に報告すること。
- (8) 利用者の急病・けが等に対応できるよう医薬材料を備えるとともに、急病人・負傷者等発生の場合に備えて、その対応方法等についてマニュアルを整備し、職員に周知するなど十分な対策を講じ、また警察や消防、寝屋川市との迅速な連携が取れるように、危機管理体制を整備すること。
- (9) 定期的に施設の安全確認を行い、事故が発生しないような環境を整備し、安全管理体制を整備すること。
- (10) 施設の戸締り・火の元の確認・消灯等異常がないか確認し、異常があれば速やかに対応するとともに寝屋川市へ連絡すること。
- (11) 不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ通報するなど適切に処置し、寝屋川市へ連絡すること。
- (12) 災害の発生、不審者等を想定した訓練を定期的に行うこと。
- (13) 施設内は禁煙とすること。
- (14) 事業者は、事業の利用者や職員等を対象とする傷害保険、賠償保険に加入すること。
- (15) 事業者は、各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させることにより、職員の資質、技能等の向上を図ること。
- (16) 事業者は、事業運営の実績について、寝屋川市所定の様式により報告を行うこと。
- (17) 事業者は、子育て支援課が開催する地域子育て支援拠点連絡会に年4回程度参加すること。

11 業務の引継ぎ

寝屋川市が第三者と委託業務の契約を締結することとなった場合は、適正かつ円滑に委託業務が継続できるよう、当該第三者との委託業務の引継ぎに関して、積極的に協力すること。

12 本仕様書について

内容については、寝屋川市が事業者と協議の上、変更することがある。また、本書に不足な部分、不明な箇所については、協議をして、決定するものとする。